

## 第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての考え方

内閣府特命担当大臣(男女共同参画)  
福島みづほ

### (実効性のあるものにする)

- 今までになぜ男女共同参画が進まなかつたのか現状を分析し、基本計画を実効性のあるものとする。数値目標や工程表の設定により、第3次基本計画を、男女共同参画推進のアクション・プランとする。

### (雇用を前面に出す)

- 女性が当たり前に働き続けることができ、また暮らしていける賃金を確保できるよう、雇用の問題、特に男女賃金格差の解消やM字型カーブのは正、均等待遇、長時間労働の規制、非正規雇用の問題等にしっかりと踏み込む。  
子ども・子育て支援策やワーク・ライフ・バランスとの密接な連携を図る。

### (ジェンダー主流化)

- 性差別の禁止、固定的役割を前提とした制度・慣行の見直しを改めて提示する。ジェンダー統計や、ジェンダー予算、アンペイド・ワーク(無償労働)、社会制度の世帯単位から個人単位化などを盛り込み、ジェンダーの主流化を目指す。

### (企業や経済界を巻き込んだ男女共同参画)

- 女性の活躍は、企業にとっての利益や経済社会の活性化につながるというメッセージの発信、それを後押しする施策を基本計画に盛り込む。

### (個人の人権の尊重、社会的少数者の問題)

- 少女など子どもの問題への対応や女性の貧困の問題、さらに移住労働者、外国人、いわゆる「マイノリティ」と言われている社会的少数者など困難を抱える人々への対応を基本計画に盛り込む。基本計画を通じ、個人の人権の尊重を中心に据える。

### (女性に対する暴力の根絶)

- 女性に対する暴力の根絶に向けた対策を充実させる。

### (国際的な理念の重視)

- 女性差別撤廃委員会からの総括所見のすべての項目を基本計画で点検するなど、国際的な概念や考え方(ジェンダー、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ等)を重視する。

### (策定過程の透明化)

- 計画策定過程の透明化を進め、策定過程でNGOを含めた国民の意見を反映するなど、計画策定のプロセスも重視する。

# 第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての論点

## 1. 基本計画策定に当たっての留意事項

### (1) 社会情勢の変化についての現状認識

#### ■ 少子・高齢化の進展 <労働人口の減少>

- ・ 生産年齢人口の急速な減少、老人人口割合の増加  
(生産年齢人口割合 2005年:65.8% →2035年:58%(推計))  
(老人人口割合 2005年:20.1% →2035年:30.9%(推計))  
⇒ 2005年:3.3人で1人の高齢者を支える→2035年:1.7人で1人を支える(推計)
- ・ ケア(介護等)を必要とする人口の増加  
(要介護認定者 2005年:411万人→2008年:455万人)

#### ■ 地域社会、家族形態の変化 <地域活力の低下>

- ・ 職場、家庭、地域等への帰属意識の多様化
- ・ 人口の移動、職住分離の生活により地域社会の人間関係、つながりが希薄化
- ・ 世帯規模の縮小の継続、単身世帯・ひとり親世帯の増加  
(単身世帯の割合 2005年:29.5% →2030年:37.4% (推計))

#### ■ 経済・雇用をめぐる変化 <経済の低迷による雇用環境の悪化、女性、高齢者の貧困の顕在化・世代間連鎖>

- ・ 非正規社員の増加とともに経済格差は拡大傾向  
(女性雇用者のうち非正規労働者割合 53.5%(平成20年))
- ・ 就業時間の二極化

#### ■ グローバル化

- ・ 定住外国人、国際結婚と外国人の親を持つ子どもの増加  
(日本に生まれる子どもの約30人に1人が「少なくとも一方の親が外国人」(平成18年))
- ・ 雇用問題・環境問題など国際規範・基準の取り入れ・浸透を図る重要性の増大

## （2）男女共同参画の推進状況

- 第2次計画策定以降、それぞれの分野において、男女共同参画社会の実現に向けた法制度の見直しや、新たな施策の立案・実施等を行ってきたところ。
- 政策・方針決定過程への女性の参画は緩やかに拡大。
- 一方、男女共同参画に対する理解について、必ずしも裾野が広がつておらず、また深まっていないほか、行政による推進だけでは限界。

## （3）関連する施策、国際的な動向との連携

- 「男女共同参画」、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」、「子ども・子育て支援策」のそれぞれの施策との密接な連携を図る。
- 女子差別撤廃委員会の最終見解（21年8月）、国連婦人の地位委員会の成果（22年3月（予定））、新成長戦略等との整合性を図る。

## 2. 第3次男女共同参画基本計画の基本的考え方

次の3つの柱ではどうか。

(1) 多様な生き方を尊重し、すべての人が職場、地域、家庭などあらゆる場面で活躍できるよう、身近な男女共同参画を進める

(2) 女性の経済社会参画促進で経済社会を活性化し、元気な社会をつくる

(3) すべての人が安心・安全に暮らせる社会とするため、男女共同参画の視点を重視した雇用・セーフティネットを構築する

### **3 新たに論点とすべき事項**

#### **(1) 女性の活躍による経済の活性化**

新成長戦略（雇用・人材戦略）にも位置づけられているように、国家戦略として、女性の活躍による経済の活性化を目指す。

- ① 「男女共同参画」、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」、「子ども・子育て支援策」のそれぞれの施策と密接に連携して取り組み、M字カーブを台形に近づける。
- ② ポジティブ・アクションの推進（下記5(2)参照）
- ③ 本年日本で開催されるAPEC女性リーダーズネットワーク会合（WLN）などを活用した女性のネットワークの整備、身近なロールモデルの提供。

#### **(2) 地域における男女共同参画の推進**

男女共同参画は、「新しい公共」を創造し、地域力を高めるための基本要件であることを明確にし、身近な男女共同参画を推進する。

#### **(3) 生活困難を抱える人々への対応**

経済社会の変化のもとで拡がっている生活困難について、男女共同参画の視点から、その防止や生活困難者支援に取り組み、セーフティネットを構築する。

### **4 新たに着目すべき対象者**

#### **(1) 男性**

男性にとっての男女共同参画の意義に着目し、固定的役割分担意識からの解放により、家庭や地域への男性の参画を促進するとともに、男性にとってのプレッシャーの軽減などにより、男性の新しいワーク・ライフ・バランスを推進する。

#### **(2) 子ども（女児・女子）**

女児や女子に着目し、女子がライフコースを見通したキャリア選択ができること、女児に対する暴力を根絶すること、適切な性教育を推進することなどにより、幸せに暮らせる社会を目指す。

## 5 充実すべき課題

### (1) 雇用分野における男女共同参画の推進

非正規雇用の増大、正規・非正規雇用間の賃金等待遇の格差、待機児童の増加などを踏まえ、男女雇用機会均等の確保や、M字カーブの解消に向けた効果的な雇用政策が必要。

### (2) ポジティブ・アクションの推進

#### ① 「2020年30%」の達成に向けた2015年までの中間目標の設定

##### 【論点ポイント】

- どこまで裾野を拡げてポジティブ・アクションを進めるか。  
→特に政治分野、国家公務員(Ⅱ、Ⅲ種)など
- どのような手法によるポジティブ・アクションが必要か。  
→個別分野ごとなど

#### ② 国の公契約におけるポジティブ・アクションの導入に向けた検討

### (3) 女性に対する暴力の根絶

##### 【論点ポイント】

- 民間シェルターの支援をどこまで拡充できるか。
- DV防止法の改正、性犯罪対策、メディアにおける性・暴力表現対策について、どの程度までの実現を目指すか。

### (4) より多様な生き方を可能にする社会システムの実現

新政権下における年金など基本的な制度の設計に当たっては、家族単位から個人単位への移行など男女共同参画の視点を取り入れる。

## 6 第2次基本計画の策定時にトーンダウンした概念についての扱い

### (1) ジェンダー

##### 【論点ポイント】

2次計画において、「ジェンダー」の用語をめぐって生物学的性差や伝統文化を否定するものと誤解されている場合もあり、ジェンダーの表現が変更され(社会的・文化的に形成された性別→社会的性別)、さらに詳細な注釈を付記している。3次計画ではどう扱うべきか。

## (2) リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

### 【論点ポイント】

1次計画においては、リプロダクティブ・ヘルス／ライツについて、具体的施策の記述の中にも盛り込んでいたが、女性のみの権利であるとの誤解や「中絶の自由」を意味するとの誤解もあり、無用の混乱を避けるため2次計画ではその概念について男女共同参画の観点から、記述の対象を男女とともに、定義の紹介のみにとどめた。

3次計画ではリプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点から、男女、とりわけ女性の生涯を通じた健康を支援するための総合的な施策を推進する旨記述することとしてはどうか。

## 7 その他

### (1) マイノリティ、性的マイノリティについての取り扱い

### (2) メディアに対する効果的な働きかけ方